

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成26年5月7日（水）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について

議案第2号 契約の締結議案に係る意見聴取について（白井第一小学校）

議案第3号 契約の締結議案に係る意見聴取について（白井第三小学校）

議案第4号 白井市学習等供用施設所長の委嘱について

議案第5号 白井市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第6号 白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び
施設使用料の減免の取り扱いについて

議案第7号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 報告事項

報告第1号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

報告第2号 白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の任命について

報告第3号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第4号 白井市学校体育施設開放運営委員会委員の任命について

報告第5号 白井市文化財審議会委員の委嘱について

報告第6号 白井市プラネタリウム館運営協議会委員の任命について

報告第7号 平成26年度特色ある学校づくり事業学校別計画事業及び予算配当について

報告第8号 白井運動公園指定管理者業務計画書について

報告第9号 白井市民プール指定管理者業務計画書について

報告第10号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子
教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育総務課長	五十嵐 孝明
生涯学習課長	藤咲 克己
文化課長	黒澤 博史
書記	伊藤 祐子
〃	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 6 年第 5 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。高城委員と石垣委員にお願いいたします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、先に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員から報告がありましたらお願いします。

○小林委員 4 月 8 日火曜日に桜台中学校の入学式に行っていました。翌日 4 月 9 日水曜日に南山小学校の入学式に行っていました。どちらも新入生がさわやかで、輝いており、大変いい入学式でした。

○教育長報告

○石亀委員長 教育長報告をお願いします。

○米山教育長 前回の教育委員会議以降の報告をさせていただきます。4 月 5 日、白井総合公園開園式に出席いたしました。市役所の隣にありますので、機会がありましたら見にいっていただけたらと思います。8 日に七次台中学校入学式、9 日に桜台小学校の入学式に行っていました。11 日、千葉県庁で県内の教育長会議があり出席いたしました。千葉県教育長の挨拶の中で 7 項目の指導と要望がありました。これについては後ほどお渡ししたいと思います。13 日、大山口中学校で ON スポーツクラブの総会が開催されました。会員数も前年度より若干増え活性化されているなという印象がありました。14 日、印教連の教育長会議があり、いじめ防止対策推進法に関する各市教委の対応についての話し合いがなされました。16 日、市教育研究会定期総会に委員長と出席いたしました。定期総会には市内の全教職員が集まりました。翌日、船橋特別支援学校の校長先生が変わられご挨拶に来てくださいました。18 日、千葉県内の市の教育長会議が集まる都市教育長会議がありました。定期総会ということで、前年度事業報告、前年度決

算、本年度の事業計画と予算、それと都市教育長会議の代表役員が決定されました。19日土曜日、桜台スポーツクラブとしろいスポーツヴィレッジの総会に出席いたしました。桜台スポーツクラブは、事業、会員数とも概ね前年度並みに推移しております。スポーツヴィレッジのほうは新しくスタートいたしまして、これから会員数、事業種目も増えていくのではないかとということで期待しております。20日日曜日、芸能振興会春の発表会に出席し、午後からはスポーツみなみの総会に出席いたしました。スポーツみなみも例年並みの会員数と事業内容ということで安定的に推移していると思います。22日、教育委員と印教連定期総会に出席いたしました。前年度の事業報告と決算、今年度の事業計画と予算案について審議し可決されております。23日、放課後子どもプラン実行委員会会議が開催されました。白井第二小学校でのこの事業は若干人数が減少しておりますけれども、続けていく予定で考えております。30日、臨時教育委員会会議を開催し、いじめ防止対策方針について提案させていただきました。各委員からいただいた意見や修正箇所を調整し決定いたしました。今後、ホームページに掲載したり議会に配付したいと思っております。同じく30日、松戸特別支援学校長が変わられご挨拶に来てくださいました。

前回の定例教育委員会会議の案件でありました行事の共催及び後援に関する規程の改正の中で、申請の期限が7日前までになっており、これを検討するという事になっておりました。7日ですと、事務方の決裁の期間を含め相手側に伝えられるかどうか、また、申請者側にとってもチラシやパンフレットを作る際にそれが反映できるかという、7日では難しいという判断をいたしまして、教育長が代理で14日に変更させていただきましたので、代理したことの報告をさせていただきます。以上です。

○石亀委員長 教育長から報告について質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 続きまして非公開案件についてお諮りいたします。報告第7号及び報告第10号の「準要保護児童・生徒の認定について」は個人に関する情報が含まれますため非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

○議案第1号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成26年第2回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

の規定に基づき意見を求められたことによります。まず債務負担行為でございます。提案理由については、現在のALT業務委託の契約が平成27年3月31日で満了となりますが、次期委託業者の選定期間や研修等の準備期間を設ける必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。なお、今回の補正は翌年度以降の事業費に係る債務負担行為設定であり、平成26年度予算については影響ありません。債務負担行為設定額1億2,732万3,000円、教育センター費9款1項4目、ALT配置事業でございます。13節委託費、ALT業務委託料でございます。なお、消費税につきましては、平成27年10月には、10%で算定しております。今後の流れにつきましては、8月から12月にかけて業者選定を行い契約をします。27年1月から3月については、委託業者が人材確保の準備として設ける期間になります。来年4月から業務が開始になります。

○藤咲生涯学習課長 続きまして、生涯学習課でございます。今回の補正額につきましては、保健体育総務費9款5項1目、社会体育施設管理運営事業15節工事請負費につきまして、労務単価が約8.6%増及び材料等の高騰によるもので、総額697万8,000円を増額するものでございます。工事箇所につきましては、南山テニスコートの改修工事とあわせて、野口多目的広場テニスコートの改修工事でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明につきまして質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 ALTの業務委託について伺いますが、3年契約ということによろしいでしょうか。

○田代教育部長 3年間の契約になります。

○石垣委員 今回提案のあった債務負担行為設定とは離れてしまうんですが、現行の契約は平成27年3月31日までとなっているので、今回消費税が8%になった分の補正は組まなくて大丈夫ですか。

○田代教育部長 本年度予算の契約の中で見込んで予算計上しております。

○米山教育長 ALT業務委託の補正について、12月議会でも十分間に合うと思いますが6月議会にする理由を説明してください。

○田代教育部長 第1回目の会議が8月に予定しております。その中でプロポーザルをやるための設計等を組んだときに、予算の根拠がありませんと業者に対して仕様書を提示することができませんので、この時期にやります。

○米山教育長 ALT選択は1月から12月議会でも間に合うということで、理由としては、プロポーザルを含めて会議を始めたということが、予算を持たないでやっていたのかということ、6月に債務負担行為を設定して、こういう形でこの事業を進めていくということが理由だと思います。予算の根拠がないと、会議をしたりまたプロポーザルの話し合いもできなくなるので6月に設定するということです。それからもう1点、テニスコートの件ですが、労務単価の8.6%の増及び材料費の高騰によるものということです。労務単価及び材料費の高騰による8.6%じゃないかなと思いますが、この補正を提出するときには、労務単価がどのくらい、材料費の高騰分がどのくらいということで作ってください。

○藤咲生涯学習課長 わかりました。

○小林委員 A L Tの関係で、A L Tも評価とかを受けていると思うんですけども、そのような報告は出てくるのでしょうか。

○田代教育部長 今契約している業者のA L Tの評価ということでよろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○田代教育部長 各学校長及び担当者会議等を含めて評価をいただいています。それをもって、この選定会議につきましては、プレゼンをするためにこちらのほうから仕様書のほうで、こういうふうにA L Tを派遣してほしいとか、こういうA L Tが欲しいということを事前に仕様書で出しますので、それを含めた提案を受けて選定をしていく形になります。

○小林委員 先ほど適切なA L Tを選ぶと言いましたけれども、問題がある場合などはわかるんですね。

○田代教育部長 現在の業者については、報告書がありますのでわかりますけども、業者のほうもこちらの要求に対して、それに対する答えをプレゼンテーションしてくれますので、こういう人材がほしいということも含めて、その提案をいただいて、採点をして業者を確定していきます。

○小林委員 わかりました。

○石亀委員長 委託をしていた業者がもう一度手を挙げてくれるかどうかわかりませんが、委託をしていた業者も全て含まれるということになると、これまでの評価も含めて、提示されるものと比べていくということですか。

○米山教育長 現に委託をしている会社の評価について、他社との比較はできないので、どのようにするかという質問だと思いますけれども、その分を加点をしてしまうと、現状の会社になってしまうので、基本的には、プレゼンテーションをもらった中で公平に選定していくことになります。ただ、委託契約を結んでいる業者に大きなマイナス点があった場合については、それは選定委員に報告することになると思います。

○石亀委員長 わかりました。ほかに質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号について、教育委員会の意見は異議がないとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号は異議なしと決定いたします。

○議案第2号 契約の締結議案に係る意見聴取について（白井第一小学校）

○石亀委員長 次に議案第2号「契約の締結議案に係る意見聴取について（白井第一小学校）」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第2号「契約の締結議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成26年第2

回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによる。契約の内容でございます。1、契約の目的、白井第一小学校校舎改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、4、契約の相手方につきましては、入札開札の結果によるということになっております。開札日につきましては、明日5月8日木曜日に開札されますので、落札していれば業者の金額が確定するというものでございます。また、今回の工事につきましては、平成25年の補正予算の繰越明許費を決定しております事業でございます。

議案資料をご覧ください。敷地の概要ということで、所在地が千葉県白井市根105番、建ぺい率が60%、容積率200%、敷地面積が1万9,987.59平方メートル。工事概要は、建物建築面積でございますけれども、1,493.714平方メートル、延床面積が4,013.516平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、階数は地上3階、工事種別、今回の改修の関係ですけれども、改修と耐震補強、一部増築がございます。続きまして、図面のほうをご覧ください。全部で7ページございます。1ページ目が全体配置図になっております。2ページから5ページまでが1階から屋上までの平面図で、6ページ、7ページが立面図となります。平面図におきましては、2ページをお開きいただきますとわかりますが、上部分が既存、今の状況でございます。下側が改修後の図面でございます。それでは、1ページ目から順に改修概要をご説明いたします。1ページの配置図でございますけれども、校舎の部分で斜線が入っておりますけれども、その表示が今回の改修部分で、主に校舎部分になります。なお、格子の両側にバツで表示している部分が増築部分、3のところでもE V棟増築となっておりますけれども、エレベーター部分の増築ということになります。それと耐震補強部分、校舎の斜線がある下のほうに四角で囲ってありますが、右側の管理棟部分でいいますと、耐震ブレース3スパンというふうに書いてございます。これにつきましては、1階の校長室と職員室の部分、3スパン、スパンというのはこの隙間ということですが、その部分に耐震アルミのブレース補強をする。それと、左側になりますけれども、ちょっと四角で囲ってありますが、耐震RC袖壁4カ所ということで、今のピロティ部分がありますけれども、その部分のところに鉄筋コンクリートの補強をする、4カ所行いますよということで、今回の工事でございます。1番というページの下に校舎以外の小規模建物や附帯設備というふうに書いてあります。1番から10番まであります。その部分につきましても、平面図のところでも1から順にご説明させていただきます。1番につきましては、校舎の屋外、校舎左側の先ほどの図書室とかある特別教室棟の左側に屋外階段改修というようになっていると思います。その部分につきましては、今、鉄骨で作ってあるんですけども、それを撤去して新しいものに付け替える。2番が機械室になります。空調の集中暖房の機械室ですけれども、2番と6番というのが同じになっております。この部分につきましては、今回、暖房の部分を集中暖房からガス式にしたいということから内部の機械を全部撤去ということになり、倉庫にしたいということです。3番につきましては、エレベーターホールでございますけれども、今まで給食配膳室にありました給食用のダムウェーター、要は2階、3階に給食の材料を作ったものを上げるための給食のダムウェーターを撤去しまして、新たに人も車椅子も乗れるエレベーターを新設します。

この場所につきましては、今まで管理棟から特別教室棟の扉で外へ出て、また特別教室棟に入ってきたというところに通路を作りまして、その奥に、体育館側の後ろ側にダムウェーターを新設するというようになります。4番につきましては、校舎から体育館へ渡る渡廊下になります。鉄で作っているんですけども、そこの部分の改修、それと校舎、体育館へ行くときの、今までは階段に若干の段差があったものを、そこにスロープと手すりを付けて、バリアフリーということでそこの部分を改修いたします。5番につきましては、受水槽を撤去して新設します。この部分につきましては、受水槽は災害時でも必要なもので、その部分は残させていただいて、新設いたします。6番目、先ほど言った機械室を撤去する。7番目、受変電設備になります。これにつきましても改修ということで、1回撤去しまして新しいものを新設します。8番目は、図面の左側、駐車場の下になりますけど、飼育小屋です。それにつきましても、老朽化しておりますので、撤去して新設。9番につきましても、グラウンドの右側のプールの上になりますけども、この倉庫、そして10番が屋外トイレ、プールの管理室の上になりますけども、それにつきましても撤去して新設ということで、外部のところをご説明させていただきました。次の2ページをご覧ください。まず外部でいいますと、先ほどバリアフリーと言いましたけれども、玄関と昇降口、今は引き戸になっていますけれども、車椅子とスロープを付ける関係で、引き戸ですと車椅子等、対応ができませんので、改修してスロープを設置して、なおかつ横にスライドするというようなタイプに改修してまいります。そうすることで、障害者等にも対応できますということでございます。内部でいいますと、図書室、特別教室棟の改修になりますけれども、内部はまず職員室は床をOAフロアにして、外部との出入り口を設置する。校長室についてはカーペットを改修します。保健室につきましては、廊下側の間仕切りがありますけども、それを全部取りまして改修して、なおかつ屋外の出入り口も改修いたします。特別教室棟、図書準備室については、廊下のほうも間仕切りの壁と扉を改修しまして、本棚の一部を取り替えます。図書準備室ですけども、今、学童施設ということで使用しておりますので、廊下の部分、屋外避難の関係、扉の関係、収納家具、流し台、畳等も設置してありますので、そこを全部新設し直すということになります。3ページをご覧ください。2階部分になります。主に普通教室、特別教室になりますけれども、普通教室では内部の黒板、掲示板、掃除用具入れ、ランドセルを入れるロッカー、今のロッカーですとちょっと幅が狭くてA版に合っていないということで、その部分のロッカーを全部改修いたします。左側について、理科室、家庭科室ですけども、窓側の流し台の改修、更新します。廊下と教室との間仕切りの部分、これは全部になりますけども、先ほどの1階と同じように扉も改修いたします。それが大体2階の部分の主なものでございます。4ページ目も同じ普通教室と特別教室棟ですけども、内容的には同じでございます。5ページ目ですけれども、屋上になります。この部分については、後ほど言いますけども、全体的に全部塗装と防水をかけますので、その部分の斜面部分は全部屋上防水をかけて塗装し直すということになります。6ページ目は、既存の立面図となります。7ページが改修の立面図ですけど、6ページ目が現在の立面図でございます。7ページは改修の立面図でございます。先ほど1ページでご説明しました耐震補強の部分が7ページの一番上の図面に出ております。

3スパン、ブレースをかけるというところで、ちょうど職員室と校長室のところに斜め山型が3カ所あると思います。そのように耐震のブレースを補強する。そして、左側にちょっと斜線が入っていると思いますけども、その部分、右左、両サイドが袖壁で補強していくというものでございます。左側になりますけれども、先ほど1番でご説明しました屋外階段、今までは屋上まで上がりませんでしたけども、今度は屋外階段で屋上まで上がれるようになっております。それが南側から北側、あと双方から見たような立面図になっております。次に、トイレにつきまして、各階に和式の便器を残しつつ全面改修します。床については、ドライ仕様に改修いたします。また、各階に1カ所多目的トイレを設置いたします。先ほど言い間違いましたけれども、給水方式につきましては、直結の増圧方式でございます。それとガスについては、今まではプロパンでございましたけども、都市ガスへ切り換えいたします。これに伴いまして、普通教室の暖房関係、管理諸室と特別教室、今は職員室、校長室、保健室、図書室、音楽室等のエアコンが入っておりますけど、その部分についてはガスヒートポンプ式のエアコンに改修することになります。照明につきましては改修、各教室の時計、スピーカー、室内にカーテン等があります。その分も改修いたします。それと火災報知器の関係、これについても電気と消防設備の更新を行いますので改修します。外部につきましては、屋上部分全面ウレタン防水処理します。外面は補修して塗装することになります。その他の部分で、市では非構造部材の点検調査というものを業者に委託しております。その指摘事項というものも白井第一小学校、何点か出ております。今回、体育館のアリーナのつり下げの照明器具が指摘事項として上がっておりますので落下防止対策を講じます。それと各室の備品、棚等ありますけれども、そういうものを固定、特にガラスが含まれている戸棚とかは破損すると子どもに影響がありますので、ガラスのフィルム張りとかも行いますし、避難経路となっている窓ガラスへのフィルム張りも行っております。また、校舎と体育館の間の舗装、正門から入ってきて左側の駐車場の部分ですけど、補修箇所をしながら舗装をしていく。また、駐車場のラインを引いていくというところを今回の工事の概要としております。以上です。

○石亀委員長 議案第2号について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 アスベストの検査はしましたか。

○五十嵐教育総務課長 アスベストの検査はしておりますが、第一小学校については適合がありませんので、今回の工事には該当しておりません。

○米山教育長 ブレースと耐震補強壁を入れての耐震補強ですが、この設計でI s値が担保できるかという証明は出ていますか。

○五十嵐教育総務課長 出ております。管理諸室、職員室のアルミブレース3スパンやることで、今I s値が現状0.58という数字です。それが0.71。ということは、0.7以上なければということになっておりますので、0.71ということを出ております。特別教室棟、要は図書室等の1階の部分ですけども、先ほど袖壁4カ所を補強することありますけども、今現状で0.57です。それが0.72まで上がるということで、これにつきましても、そこまで上げないといけないというのが改修の目的

ですから、0.72まで上がるということで設計を組んでいるところでございます。以上です。

○米山教育長 トイレの改修について、各階に多目的トイレを1つは設置したということですが、洋式と和式の割合がどうなるか教えてください。

○五十嵐教育総務課長 白井第一小学校は管理棟と特別教室棟にトイレがありますが、特別教室棟の男女につきましては、1階については洋式トイレしかないんですけども、2階については男子が1個しかありません。ですからその分は和式にするとか、1階の部分でできるだけ洋式を設置して、上は、和式とか、そういうふうに組み合わせざるを得ないところがあります。複数大便器があればよろしいかと思うんですけども、そのかわり管理所室のほうは洋式にするとか、片方は和式にするということで組み合わせながら設置しております。

○米山教育長 割合ではどのくらいになりますか。例えば8対2とか7対3とか。

○五十嵐教育総務課長 2個しかないものについては1個、1個、1個しかないところについては、1階の部分は洋式100%、そのかわり2階で管理棟の部分は和式が1個しかなければ、今度は和式にするとかというふうにしていますので、全体で和式といいますと、各階に1個しか和式がありませんから、数は確認していないんですけども、割合的には洋式主の、和が必ずあるというふうな考え方です。

○石垣委員 今回は白井第一小学校ですけれども、耐震補強工事全体について伺いたいんですが、平成27年度まで耐震工事をやっていると以前伺いましたが、今年度は他にどこがありますか。

○五十嵐教育総務課長 耐震補強につきましては、平成25年度の繰り越しの事業ということで、白井第一小学校のみになります。今後の計画としまして、南山小学校と南山中学校の耐震がありますけれども、その分については来年度に計画しているところでございます。そうしますと、27年度末までに一応は終了します。あとは、老朽化の改修が残ってくるということになります。

○石垣委員 そうすると、耐震補強工事の対象外だった桜台小中学校などが検討に入ってくるという認識でよろしいですか。

○五十嵐教育総務課長 この後に改修が残ってしまった校舎につきましては、池の上小学校の校舎と体育館、桜台小・中学校の校舎と体育館、七次台小学校の体育館が残っているものでございます。それにつきましては、27年度までの耐震補強以外のものですから、老朽化対策ということで改修になりますので、それ以降ということで考えております。

○石垣委員 わかりました。

○石亀委員長 今まで屋上には上がれなかった外階段を屋上に上がれるようにした理由と、安全対策について教えてください。

○五十嵐教育総務課長 白井第一小学校につきましては、今までは3階まででそこからははしごで上がっていた状況でございます。改修する際に屋上に上がられないような安全対策を講じますけれども、何かあるときは上がれるようにします。ただ、常に上がれるような状況にはさせませんので、その点は配慮していきたいと思っております。管理する際に、何か工事する際にしても、なかなか屋上に上がれない

というところがありますので、その分では不都合がありますので、その部分は上げられるようにして、学校の運営上というよりも、校舎を管理していく上での屋外階段ということで1つは目的を持たせております。学校の授業で使うとなると、その部分まで安全対策を講じて、屋上で何とかを見る会というのが開かれるのであれば、学校授業のもとで屋上に上がっていただくということになろうかと思えますけれども、普段は上げられないようにしておく予定です。

○石亀委員長 現在、屋上を活用している学校はありますか。

○田代教育部長 授業の中で、高いところから東西南北を確認するとか、校舎の上から見た景色というので、授業の中で先生が連れて行って監督をしてというのはございます。

○石亀委員長 安全管理をしっかりしていかなければと思います。

○高城委員 校舎の右側に少年野球の倉庫がありましたが、あれは撤去になりますか。

○五十嵐教育総務課長 改修するということは学校を通じてお知らせさせていただいているところだと思います。工事に支障があるとなれば移動するしかないのかなと思います。

○石垣委員 屋外トイレで、多目的トイレの設置はありますか。

○五十嵐教育総務課長 各学校に屋外トイレを設置しております。小便器2つの大便器2つというのが大体でございます。そのときに多目的トイレのようにスロープで上げられるとか、そこまでは今のところは考えてございません。段差があつて便器があるというところで考えております。

○石垣委員 屋外トイレの場合、使用頻度は少ないかもしれないけれども、例えばここが避難所になったときに、多くの方が使用される場合もあることを想定すると、もし可能であれば、多目的トイレ設置が望ましいのかなと思いますけれども、今回難しいようでしたら、今後はそのようなことも考えたほうがいいのかと思います。

○五十嵐教育総務課長 ご意見賜りましたので、その部分につきましては検討させていただきたいと思います。

○米山教育長 白井第一小学校の体育館に多目的トイレはなかったですか、確認をしてください。

では、3点聞きます。1点目、6月議会定例会に上程するということですが、これまでは臨時議会を開いてもらっていました。工事が夏休み中に間に合わないのそのようにしていました。今回は臨時議会ではないのですが、工事の日程的な部分をどうやってクリアしますか。2点目、スピーカーを設置するということですが、各教室と職員室の中での防犯対策で、教室で何らかの防犯事故があった場合の対応ができていのかどうか。3点目、屋上まで階段が付くということですが、柵がないということなので、もし子ども達が屋上を使うのであれば柵を付けないと。工事のためだけの階段なので子ども達は利用できないのであれば柵はいらないかもしれないけど、ここはどちらかに決めておいたほうがいいです。

○五十嵐教育総務課長 まず、第一小学校の体育館、多目的トイレは設置してございます。1点目の臨時議会の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、あす8日が開札日になります。そ

の後、これまでですと臨時議会を開いていただきまして提案をさせていただくというのが今までの流れでございました。総務課と議会事務局と協議をさせていただきましたが、臨時議会の日程がとれないということで話がありましたので、今回は議会定例会の初日に提案して、初日に承認をもらうというような流れで考えております。それをすることで、本来ですと1週間ないし2週間程度の仮契約、そして本契約になるんですけども、その間が準備期間になろうかと思えます。仮契約の部分が長引きますので、その分が準備期間、そして夏休みに集中的な工事というものは今までの流れでございます。それが若干短くなりますけれども、業者の選定、仮契約から準備をしていただくということで考えております。2点目のスピーカーにつきましては、館内放送等のスピーカーでございます。各学校には各教室と職員室をつなぐ、不審者とか何かがあった場合に非常のボタンが設置してございます。学校の先生は知っていますけれども、職員室とつなげるようになっていきます。そういうものも設置してございますので、そちらに対応させていただきたいと思えます。3点目の屋上については、どちらかに対応を図っていききたいと思えます。

○高城委員 白井第一小学校を会場に、しろい夏祭りをやっていますが今年はどうなるかわかりますか。

○黒澤文化課長 夏まつりは、文化課で調整しております。実行委員と会議が始まるわけですが、白井第一小学校でできないということについては、昨年から伝えてございます。今後の場所につきましては、これから調整をしていこうということで、場所等についてはまだ決まっておりません。

○石亀委員長 ほかに質問はありますか。それでは、議案第2号について契約の締結議案に係る教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。なお、工事の内容については委員の意見を踏まえて調整していただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第2号はそのようにいたします。

○議案第3号 契約の締結議案に係る意見聴取について（白井第三小学校）

○石亀委員長 議案第3号「契約の締結議案に係る意見聴取について（白井第三小学校）」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第3号で「契約の締結議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案は、平成26年度第2回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによる。1、契約の目的でございます。白井第三小学校校舎増築工事。2、契約の方法は、一般競争入札。3番、契約金額、4、契約の相手方につきましては、入札開札結果による。あす5月8日とその開札日になっております。そこで落札があれば決定ということですので。続きまして、白井第三小学校校舎改修工事敷地概要でございます。所在地が

千葉県白井市根 3 3 6 番 1 5、建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %でございます。敷地面積が 3 2 万 2, 0 1 0. 4 0 平方メートル。工事概要でございます。今回の建築面積でございますけれども、4 1 5. 6 平方メートル。延床面積が 8 4 0. 9 4 0 平方メートルでございます。構造は鉄筋コンクリート造の階数が地上 3 階。工事種別は増築でございます。その中で普通教室が 6 教室、トイレ、昇降口、配膳室、それと配膳員休憩室と教材室というものを今回増築するものでございます。それでは、図面についてご説明させていただきます。配置図面等は 6 ページでございます。右上のほうにページ数を付番しています。1 ページが全体の配置図、2 ページから 5 ページまでが 1 階から屋上までの平面図で、6 ページは立面図になります。2 ページは、上が増築前、今の既存の校舎の配置になります。下が増築後というように見ていただくとわかろうかと思えます。それでは、1 ページをご覧ください。校舎が縦長に入っておりますけれども、その駐車場側に 6 教室増築ということで、今回増築する場所でございます。また、グラウンドの上部に四角く升目が入っておりますけれども、今回増築する場所が駐車場でございます。そこで駐車スペースが確保できませんので、グラウンドの上側の部分に 2 5 台分の駐車スペースを確保するものでございます。グラウンドを若干つぶしまして、その部分に駐車場を整備します。そこに若干遊具がありますけれども、その部分をその駐車場から下側のところに移設します。なお、駐車場とグラウンドの境でございますけれども、その部分につきましては、高さ 3 メートルになりますけれども、防砂も兼ねたフェンスを全面に配置していきます。6 ページをご覧ください。校舎の増築は、6 教室ということで設置しますということでございます。今回の増築部分は、既存から 3 階、2 階、1 階と階段のような増築の仕方をしております。住宅側へ考慮したものでございます。2 ページをお開きください。下側になりますけれども、今回の増築後の配置図でございます。1 階の部分は全部で 3 教室になりますので、3 教室の普通教室、それとグラウンド側になりますけれども、それと反対側に今の昇降口のすぐ右側、増築のところにも昇降口、6 教室分がありますので、その分が足りなくなってしまうので、昇降口のところの下足箱をつけて、その部分は昇降口を設置します。その脇が階段。既存の配膳室等もありますけれども、増築分、足りなくなってくるので、そのところに台車置場や、給食の関係のものを置く配膳室、その脇がトイレということになります。また、普通教室につきましては、今までと同じように黒板、掲示板、掃除用具入れ、ロッカー、教師用の戸棚と机、先ほどありましたインターホン、暖房、換気等も設備を設置いたします。また、既存と増築の部分、普通教室と普通教室の間にスロープ、玄関と書いてあるところがあると思えます。昇降口から出ますとぐるっと回らなければいけませんので、その部分にグラウンドに出られる玄関、昇降口、そういうものを設置します。避難のときもありますし、授業でもそこからグラウンドのほうに行くことができるということで、そのところに 2 メートルほどの出入り口を設ける予定です。次の 3 ページをご覧ください。2 階の部分については 2 教室になります。あと教材室。既存の 1 階の部分で配膳室があるんですけども、その部分の休憩室を取り壊して台車スペースを広げたいということがありましたので、休憩室をこの部分に移設しております。それと、トイレの部分が変わっております。続きまして、4 ページです。3 階部分につきましては、教室が 1 教室、

教材室というような配置になっております。5ページです。既存の部分につきましては、4階部分があるんですけども、その部分は3階で終わりですので、屋上部分になります。その他では、直結の増圧に給水を改修いたします。以上で議案第3号の説明を終わります。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 2ページですけれども、上の増築前の配膳室を見ますと、配膳室を広げるために控え室を移設するというのは理解できるんですけども、同じページの下、もともとあった大きい配膳室が広がりましたと。右を見ていくと、増築校舎のところにも配膳室が新しく増築されたということですけども、この小さい配膳室でも作業するということですか。

○五十嵐教育総務課長 将来的には30クラスまでの規模になります。そうしますと、1つスペースが必要になってきますのが、牛乳の保冷庫の増設というものも考えなければいけなくなってきます。今は1台なんですけども、それがもう1台必要になり、そのスペースが案外と必要です。そうしますと、その前には扉を開けたり閉めたりしますので、台車は置けませんので、そういうものも考慮しまして、その部分を開けさせていただきました。その代わりに、増築の分の配膳室には牛乳保冷庫は倉庫には置けませんので、そちらは増築分の配膳が来たものについてこちら側に移動するとかというようなことを考えておりますので、絶対的にこっちが6教室分だよということはないんですけども、足りない分を右側の配膳室に対応させていただく。今までの牛乳保冷庫で足りない分をまた設置するしかない。その確保をするために、休憩室を2階に持っていかせていただいたというのが今回の改修の内容でございます。

○石垣委員 配膳室が2カ所になったことで人を多く配置するとか、そういうことではないということでもよろしいですか。

○五十嵐教育総務課長 そのとおりでございます。

○米山教育長 この議案3号も議会の初日に提案して、採決までやるのですか。

○五十嵐教育総務課長 夏休み期間中に大きな工事をさせていただくというのがありますので、先ほどの第2号議案と同じように、6月定例議会の初日に審議させていただく予定です。

○石垣委員 以前、白井第三小学校の増築工事の話が出たときに、近隣住民の方の日照を配慮して設計したということだったと思いますが、工事を実施するにあたって、近隣の方へはどのような周知をされますか。

○五十嵐教育総務課長 近隣の最前列の住宅には説明をさせていただきました。あと、自治会長さんにも説明をさせていただきました。工事施工者が決定しますので、また近隣住民、自治会長さんにはご説明に上がるということで考えております。

○石亀委員長 ほかに質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号について教育委員会の意見は異議がないということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第3号は異議なしといたします。

○議案第4号 白井市学習等供用施設所長の委嘱について

○石亀委員長 議案第4号「白井市学習等供用施設所長の委嘱について」説明をお願いします。

○藤咲生涯学習課長 議案第4号「白井市学習等供用施設所長の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市学習等供用施設所長取扱要綱第2条の規定により、別紙のとおり委嘱する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、現白井市学習等供用施設所長が平成26年5月31日で退職するため、新たに委嘱したいので提案するものです。新たに所長として委嘱するのは浅利互、白井市在住の、元小学校の校長先生です。任期につきましては、前任者の残任期間になりますので、平成26年6月1日から27年3月31日までとするものでございます。以上でございます。

○石亀委員長 質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

○議案第5号 白井市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

○石亀委員長 次に議案第5号「白井市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

○藤咲生涯学習課長 議案第5号「白井市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」。白井市教育委員会は、白井市公民館の設置及び管理に関する条例第21条第2項の規定により別紙のとおり委嘱又は任命する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成25年度末人事異動等で委員に異動が生じたことから、新たに委嘱又は任命するものです。今回新たに委嘱するのは、学校教育及び社会教育関係ということで、矢後長久白井第一小学校教頭先生。そして、公民館代表者で西白井公民館代表の三田紀代次さんの2名でございます。

○石亀委員長 質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第5号について、原案のとおり決定します。

○議案第6号 白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び
施設使用料の減免の取り扱いについて

○石亀委員長 議案第6号「白井文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについて」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 議案第6号「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料

の減免の取り扱いについて」。白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館施設の予約及び使用料の減免の取り扱いについて、別紙のとおりとする。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長米山一幸。本案につきましては、白井市文化団体協議会が主催する事業につきまして、文化会館施設利用に係る予約及び使用料の減免の取り扱いを定めたいので提案するものです。取り扱いについて、文化芸術振興に資する公益的事業と認められ、白井市文化団体協議会補助金交付要綱第2条の補助対象となる事業で、広く市民の参加及び文化芸術の理解、啓発につながることを期待される事業（当該事業内容を協議する定期総会を含む。）は、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の第11条第1項第4号その他教育委員会が特に必要があると認めるときに該当するものとし、文化課で予約及び減免の申請手続きを行う。これにつきましては、全額減額するというごさいます。それ以外の事業にあたるものにつきましては、一般的な取り扱いを適用しますので、白井市文化団体協議会が予約・申請の手続きを行うものとして、通常の料金で利用をお願いするというものごさいます。

想定する事業の具体例といたしましては、当協議会の定期総会であるとか、文化講演会、シンポジウム、ワークショップ、市民大会、青少年等の機会創出事業などごさいます。一般的な取り扱いになる事業につきましては、各団体の会員のおさらい会であるとか、発表会、展示会、交流会などによるものが通常の料金ということになります。参考ということで、団体協議会の補助金の補助対象事業ということで、第2条ごさいます。先ほど具体例で説明した内容につきましては、第2条の中で、補助金の交付の対象となる事業等は、協議会が行う事業等で、次の各号のいずれかに該当するものとするということで、協議会の運営関係、（2）といたしまして講演会の開催、（3）ワークショップ等、（4）は学校や福祉施設のアウトリーチ関係、（5）が青少年又は弱者を対象とする事業、（6）といたしまして会報の発行による情報提供事業、（7）伝統文化の継承者、新たな文化の担い手又は文化を支える人材を育成する事業、（8）その他市長が特に認めるものです。文化団体協議会の目的及び事業ごさいます。会則といたしまして、目的の第2条に、本会は、文化団体の連携と相互扶助を促進し、地域社会の絆を大切に市民文化の振興に貢献し、次世代に継承することを目的とする事業ということで、第3条につきましては、目的を達成するための事業ということで、（1）文化団体相互の連絡調整、（2）協力、市民への芸術・文化の普及・啓蒙、（3）市民文化振興のための各種事業の実施、奨励及び後援、（4）公共的文化事業に対する協力・実施、（5）その他本会の目的達成に必要なことということです。団体協議会の現在予定されております事業ごさいます。5月10日に中ホールで定期総会ごさいます。5月25日には、中ホールで主催事業のバレエとダンスコンテストの説明会、12日にはその仕込みごさいます。7月13日には大ホールで本番の主催事業のバレエ&ダンスコンテストが開催される予定となっております。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等ありましたらお願いします。

○小林委員 区別について確認ですが、白井市文化団体協議会全体の会合にかけられて実施するのが免除の対象で、各団体が各自でやるものについては普通料金ということですね。

○黒澤文化課長 参考資料に、団体協議会の補助の対象事業がございます。その対象事業に当たるような団体協議会の主催に事業につきましては、減免するというところでございます。今66団体が団体協議会に参加していますが、団体そのものの、自分達の発表会とかあるわけですが、それは従前どおり一般料金として料金をいただく。団体協議会が主催する年に1回ないし2回、総会であるとか、今回、バレエとダンスコンテストの予定をしているわけですが、そういうものにつきましては減免をするということでございます。

○小林委員 申し込みについて確認ですが、全て文化団体協議会を通して申し込むということになるわけですか。

○黒澤文化課長 はい。

○石垣委員 予約について、文化課で予約とだけ表記がありますが、具体的に教えていただけますか。

○黒澤文化課長 通常の文化会館の予約につきましては、一般の方も含めまして1年前のその月の1日が通常の予約になります。そうしますと、文化団体協議会がいろいろ計画したときに、他の団体と競合する場合がありますので、広く市民の方に参加の機会を与えて、団体協議会として文化芸術の普及活動にさせていただくということで、文化課のほうが事前に調整を図りまして、その実施の枠につきましては、優先的に確保しておきたいということで、一般の団体とは違って文化課が先行して確保していくということです。

○米山教育長 想定する事業の具体例というのがありますが、補助対象事業で補助金をもらっていて、なおかつ会場が無料になるのという印象を受けます。この資料の書き方だとここに書いてあるもの全部が減免になるような印象を受けてしまいます。そうではないので、特別に認めるものが減免になるので、協議会として例えば年に1回か2回、加入団体の総意を持って協議会としてやりたい出し物については減免とするというような書き方にしてもらわないと、補助対象事業で、補助金をもらっておいて減免になるのという印象を受けますので、この書き方を直してください。それから今回の決め方について、担当課は今後ずっと減免にしていくというのを決めたいのか、毎年教育委員会議に諮って決めていくのか、この提案はどちらですか。

○黒澤文化課長 この文面につきましては、調整したいと思います。またその都度やるのかということですが、基本的な取り扱いについての審議をお願いしまして、今後は、教育委員会議には諮らないで、類似のことについては減免という形で27年度以降もお願いしたいというように考えております。

○石亀委員長 しばらく方向性を見守っていくという姿勢は教育委員会としては必要ではないかという気がしますが、そのしばらくというのが3年なのか5年なのかというところですが、いかがでしょうか。

○黒澤文化課長 今後、類似のような催し物につきましてはということでお願いしましたが、補助対

象事業につきましては、要綱を2月に説明させてもらったときに、3年を目安に見直ししますということ説明申し上げておりますので、今後ずっとということではなくて見守っていくということでありましたら、要綱の見直しとかにあわせて、3年に一度、再度出し直しするとか、そういう考え方はあると思います。

○石亀委員長 あまり細かいことを一つ一つというのも、団体としても動きにくくなるというようなことはありますか。軌道に乗るまで見守ったほうが良いということであれば、とりあえず3年間は見守るのかどうか。3年たった時点で、以降どうしていくかということを決めていけばいいか、皆さんどうでしょうか。

○米山教育長 事務局ではこれからずっとという話ですけど、文化団体協議会は設立されたばかりで、財政力も弱いし、組織的な活動もこれから調整が必要になっていくということで、その間については減免も致し方ないだろうなということで、本日提案させてもらっていますが、これがずっとということになるとちょっと違います。全事業費のうちの補助金の占める割合がどのくらいで、会費がどのくらいとか、会員が増えて会費が増えてきた場合どうするかとか、また、バレエ&ダンスコンテストについても、300円とか500円ぐらいの入場料をとってもいいんじゃないかなというような話も出てくると思います。事務局の提案とは違ってきますが、1年とか2年とかで、団体の活動状況を見て再度提案してもらおうというような形でどうでしょうか。

○石亀委員長 いかがですか。

○小林委員 私もそれがいいと思います。周知が行きわたらず加盟していない団体もあつたりすることがあるかもしれないので、少し様子を見ていったほうがいいんじゃないかなと思います。

○石垣委員 例えば主催事業で有料になった場合に、10割減免ということが妥当かどうかということもあるので、公民館でも自主グループができて一人立ちするまで、何回か施設使用料が減免とかあつたり自立を促すようなことがなされているようなので、ある程度期間を区切って、その後のことについては別途検討したほうが良いと思います。とはいえ、27年度の事業については、早速予約を入れられないといけないんですね。ですので、3年ぐらいが妥当なのではないかと思いますが。

○石亀委員長 ほかにどうでしょうか。皆さん、そのような方向性でよろしいでしょうか。3年間、28年度事業まではこの提示された方向でいく。それ以降については、また協議していくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○米山教育長 黒澤課長、先程の記載の修正をすることと、この減免の取り扱いについては平成26年4月1日から3年間とするということで期限を切ってください。

○石亀委員長 それでは、修正した文面については次回の教育委員会議で報告してください。

○石亀委員長 報告第1号「白井市立小学校及び中学校の管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 報告第1号「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したので報告するものです。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、千葉県の職制の見直しによる職務の級別区分の一部改正に伴い、白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正したので、報告するものでございます。白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則。新旧対照表がありますので、ご覧ください。まず、第4条の事務職員、学校栄養職員、技術職員、その他の職員の職及び職務は、次のとおりとする。「別記1 参照」の別記でございます。別記の事務職員のところの、現行ですと、下の段になります。主任主事があります。主任主事が県のほうの職制の見直しによりまして、主任主事と主事が一緒になって主事になりまして、主任主事がなくなりました。続きまして、第4条3項でございます。現行ではなかったんですけども、3項の中に「事務職員に、教育委員会が別途定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる」という一文を入れさせていただきました。県から事務の共同実施に係る調査研究についてという形で文書はきております。その中で事務職員が全体で14校配置されておりますけれども、現在、共同実施用に1名プラス配置されております。本市においては、市内を3つのブロックに分けて共同実施という形で、事務の効率化とか、緊急時における対応とか、または実際の校務支援システムを活用した各種事務支援についてとか、そういったものについて調査研究しているところでございます。続きまして、組織編制報告書について、現行のHのところ主任主事というのが入っております。これが改正案のHのところには、主任主事は先ほどなくなりましたので、とった形で報告書を提出しなさいということでありまして、附則としまして、この規則は公布の日から施行します。

○石亀委員長 ただいまの報告について質問がありましたらお願いします。

○田代教育部長 申し訳ありません。訂正させていただきます。新旧対照表の別記1、事務職員のところでございます。主事のところでございます。副主査についてはそのままでございます。主事については、上司の命を受け、事務に従事するとなります。担当事務を処理するではなくて、その部分を事務に従事すると。現行のところ主任主事、主事となります。そこに書いてある職務と同じものでございます。

○石亀委員長 ただいまの訂正も含めまして質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 新旧対照表の3項「教育委員会が別途定めるところにより、共同実施を行う組織の業務に従事させることができる」とありますが、今でも共同実施をやっている、事務職員が1人多く来ていますよね。それを明文化したのであれば、別途定めるとは何ですか。

○田代教育部長 組織の事務、共同実施を行う事務があります。そのために1名の加配という形で来てもらっています。

○米山教育長 14名の事務職員の取りまとめの組織のために共同実施の事務職員が1人加配で来ているということで、組織ということで構わないんですか。

○田代教育部長 はい。

○米山教育長 わかりました。

○石亀委員長 ほかによろしいでしょうか。特になければ、報告第1号について終わります。

○報告第2号 白井市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の任命について

○石亀委員長 報告第2号「白井市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の任命について」説明をお願いします。

○田代教育部長 報告第2号「白井市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の任命について」。白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第4条第3項の規定により、別紙のとおり任命する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成25年度末人事異動で委員に異動が生じたことから、新たに任命したので報告するものでございます。2番の教育機関の職員として、松井利一大山口中学校校長を前任者の残任期間の平成26年4月1日から27年3月31日まで任命するものでございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。特にないようですので、報告第2号について終わります。

○報告第3号 白井市学校評議員の委嘱について

○石亀委員長 次に報告第3号「白井市学校評議員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 報告第3号「白井市学校評議員の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市立小学校及び中学校管理規則第10条第3項により、別紙のとおり委嘱する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、学校長の推薦により委嘱したので報告するものでございます。平成26年度学校評議員委嘱候補者の名簿でございます。任期につきましては、平成26年4月1日から27年3月31日でございます。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

○小林委員 2校でやっている方もいらっしゃいますけど、それは問題ないですね。

○田代教育部長 はい。

○石亀委員長 よろしいでしょうか。質問等ほかにないようですので、報告第3号について終わります。

○報告第4号 白井市学校体育施設開放運営委員会委員の任命について

○石亀委員長 報告第4号「白井市学校体育施設開放運営委員会委員の任命について」説明をお願いします。

す。

○藤咲生涯学習課長 報告第4号「白井市学校体育施設開放運営委員会委員の任命について」。白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第4条第1項の規定により、別紙のとおり任命する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成25年度末教職員人事異動により委員に変更が生じたことから、新たに任命したので報告するものでございます。裏面をご覧ください。今回、太文字の方8名が、人事異動に伴い新たに任命したものです。

○石亀委員長 質問等がありましたらお願いします。教頭先生の異動によってメンバーが変わったということですので、特に質問等なければ、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、報告第4号について終わります。

○報告第5号 白井市文化財審議会委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第5号「白井市文化財審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 報告第5号「白井市文化財審議会委員の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市文化財保護に関する条例第29条第2項の規定により、別紙のとおり委嘱する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案につきましては、委員の任期が平成26年3月31日をもって満了となったため、新たに委嘱したので報告するものです。委員につきましては8名で全員再任でございます。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 報告第5号については、以上で終わります。

○報告第6号 白井市プラネタリウム館運営協議会委員の任命について

○石亀委員長 報告第6号「白井市プラネタリウム館運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 報告第6号「白井市プラネタリウム館運営協議会委員の任命について」、白井市教育委員会は、白井市プラネタリウム館設置管理条例第7条第4項の規定により、別紙のとおり任命する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案につきましては、平成25年度末人事異動で委員に異動が生じたことから、新たに任命したいので報告するものです。全員で6名でございますが、新たに大山口中学校の教員の森下康彦さんを任命いたしました。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、報告第6号については以上で終わります。

○報告第7号 平成26年度特色ある学校づくり事業学校別計画事業及び
予算配当について

○石亀委員長 報告第7号「平成26年度特色ある学校づくり事業学校別計画事業及び予算配当について」説明をお願いします。

○田代教育部長 報告第7号「平成26年度特色ある学校づくり事業学校別計画事業及び予算配当について」。平成26年度の特色ある学校づくり事業について、各学校より事業計画が提出され、これに基づき予算を配当したので報告する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、特色ある学校づくり事業を実施するにあたり、別紙のとおり予算を配当したので報告するものです。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

○高城委員 池の上小学校ですが、予算配当額が減っている理由はなんですか。

○田代教育部長 池の上小学校については演劇活動が1つの特色ある学校づくりと出してきたております。それに対して、外部人材活用のために報償費が増額となっております。ただ、消耗品費につきましては、インクのカートリッジでございます。これにつきましては、学校に配当している消耗品の予算でやっていただきたいということで、減額させていただきました。

○石垣委員 継続して行っている事業も結構あると思うんですが、前年度に対してどうなのかというのが、このペーパーでは見えないですけれども、大幅に削減しているところはありますか。

○田代教育部長 この事業につきましては、昨年度、事業仕分けに掛かりまして、その意見の中で、学校によって格差があって、特色があまり見えない学校もあるということで、もう少し絞りなさいというご意見をいただきました。予算もある程度絞りなさいという部分もありましたので、本年度は、基本的には1事業なんですけれども、どうしても絞れないということで、2事業上げてきている学校もでございます。南山小学校と七次台小学校については、学力向上の部分が、去年上がってきたので、その部分は切っております。中学校でいきますと、白井中学校さんと大山口中学校さんについても、やはり学力向上的な要素が非常に多かったために、その部分について本年度切った形で、白井中は事業を福祉に変えております。

○小林委員 白井第二小学校が他校と比べて多く予算配当がされていますけれども、理由はなんですか。

○田代教育部長 白井第二小学校につきましては、2事業の中で、食育の中で野菜づくりなどをしてるので、それを二小祭事業と関連しているということだったので、予算を配当するときどちらか1つに絞れなかったために、白井第二小学校の配当が多くなっております。

○石亀委員長 消耗品というのは、例えばこういったものが入っていますか。

○田代教育部長 それぞれ違いますけれども、白井第二小学校につきましては、野菜をつくる関係上、肥料とか、そういった部分があります。

○石亀委員長 わかりました。ほかに質問がなければ、報告第7号について終わります。

○報告第8号 白井運動公園指定管理者業務計画書について

○石亀委員長 報告第8号「白井運動公園指定管理者業務計画書について」説明をお願いします。

○藤咲生涯学習課長 報告第8号「白井運動公園指定管理者業務計画書について」。白井運動公園指定管理者業務計画書について別紙のとおり報告する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井運動公園指定管理者業務計画書について別紙のとおり報告するものです。白井運動公園指定管理者業務計画書において、利用料金を下記のとおり定めたので報告するものです。この料金につきましては、現行の条例と同額となっております。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

○石垣委員 指定管理をしている公民館とかは、このような業務計画書というのは出されていないと思うんですが、運動公園はこういう計画書を出されているというのは、何か理由があるんでしょうか。

○藤咲生涯学習課長 指定管理につきましては、業者の計画書に伴って指定管理者を指定するわけですが、その中において、料金をこのくらいの料金に設定するとか、逆に言えば、安い料金設定をして収益を上げたいという計画書が出てくると思うんですが、今回指定を受けてあった業者につきましては、現行の条例に伴う使用料金で料金を徴収して運営したいというような計画書が出されたものから、報告させていただいたということです。

○米山教育長 都市公園条例の27条の規定に基づいて提出したということですか。

○藤咲生涯学習課長 料金については、教育委員会の承認を得るということになっていますので、提出させていただきました。

○米山教育長 公民館や文化会館は報告の必要がないのか調べておいてください。

○藤咲生涯学習課長 公民館につきましては、料金は別表に定める額の範囲内において教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めるとなっていますので報告は必要です。

○米山教育長 業務計画書となっているので、どんな事業をやるのかという内容だと思ってしまうんですが、裏面を見ると内容は金額のことなので、スポーツ系と文化系と統一して出してもらいたいと思います。

○藤咲生涯学習課長 わかりました。

○石垣委員 教育長がおっしゃったことを私も質問したいと思っていたので、納得したんですけども、今回、現行の料金のまま提出されたということですが、文化系については4月から料金改定になっているところもあると思いますので、一度提出していただけたらと思います。

○藤咲生涯学習課長 わかりました。

○石亀委員長 他になれば、報告第8号について終わります。

○報告第9号 白井市民プール指定管理者業務計画書について

○石亀委員長 報告第9号「白井市民プール指定管理者業務計画書について」説明をお願いします。

○藤咲生涯学習課長 報告第9号「白井市民プール指定管理者業務計画書について」。白井市民プール指定管理者業務計画書について別紙のとおり報告する。平成26年5月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市民プール指定管理者業務計画書について別紙のとおり報告するものです。白井市民プール指定管理者業務計画書において、開設期間及び利用時間、料金を下記のとおり定めたので報告します。開設の期間につきましては、条例上ですと7月の第2日曜日から9月の第1日曜日、それを指定管理者のほうで7月1日から9月第3月曜日までで、利用時間につきましては午前9時から午後4時30分までを午前9時から午後5時まで。料金につきましては、ここに書いてありますように、条例金額より設定金額が安い金額で運営をしたいということがありましたので、そのような報告をさせていただきます。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。特になければ報告第9号は終わります。

非公開案件 ○議案第7号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○報告第10号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他で何かございましたらお願いします。

○藤咲生涯学習課長 お手元に市民大学校の25年度の報告書と、公民館等の講座のまとめ等ができましたので、お配りしてございます。

また、前回、臨時教育会議で出ましたが、白井で行っておりますチャレンジド・スポーツクラブの日程がわかりましたので、お配りしてございますのでよろしくをお願いします。

○米山教育長 チャレンジド・スポーツクラブについて、日程を調整させてもらって視察したいと思います。

○石亀委員長 ほかになければ、以上をもちまして本日の日程は終了いたします。

次回の会議は6月3日です。本日はお疲れさまでした。

午後5時20分 閉 会